

消費税の軽減税率制度が 実施されます!

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。

	平成31年10月1日以後	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%


《軽減税率の対象品目》

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいい、外食等を除きます。

週2回以上発行される新聞

週2回以上発行される新聞とは、定期的に継続して購読することを契約しているもので、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する、週2回以上発行される新聞をいいます。

軽減税率制度に関する情報は

国税庁
ホームページ **消費税軽減税率制度** を
クリック 

軽減税率制度実施に伴うレジの導入や
電子的受発注システム改修には支援制度があります。詳しくは、
軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>